

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の
提出を求める公示

平成19年5月9日

近畿地方整備局

兵庫国道事務所長 新 一真

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務については、平成15年度から実施している「浜手バイパス高架橋鋼製橋脚補修検討会」の結果に基づき、2号浜手バイパス高架橋鋼製橋脚において、隅角部の亀裂損傷の現状を把握・分析し、健全性の評価及び対策方法の立案を行うとともに、併せて、本年度の「浜手バイパス高架橋鋼製橋脚補修検討会」の資料作成及び運営を行うものである。

本業務の実施にあたっては、橋梁の点検、特定損傷調査、診断技術、補修補強方法等、橋梁に関する高度な知識・技術・情報と豊富な経験を有するとともに、合理的な鋼製橋脚の隅角部亀裂損傷に対する対策について、高度な専門的知識と豊富な経験を有している必要があることから、財団法人海洋架橋・橋梁調査会（以下、「特定公益法人等」という）を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定公益法人等以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合もしくは、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、特定公益法人等との契約手続きに移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定公益法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

- (1) 業務名 平成19年度2号浜手バイパス高架橋鋼製橋脚補修検討業務
- (2) 業務内容 ① 2号浜手バイパス高架橋鋼製橋脚における隅角部の亀裂損傷の現状把握・分析及び健全性の評価・補修補強方法の立案
② 「浜手バイパス高架橋鋼製橋脚補修検討会」の資料作成及び運営
- (3) 履行期限 平成20年3月20日

3. 業務目的

本業務は、2号浜手バイパス高架橋鋼製橋脚における隅角部の亀裂損傷の現状を把握・分析し、健全性の評価及び補修補強方法の立案を行うとともに、併せて「浜手バイパス高架橋鋼製橋脚補修検討会」の資料作成、検討会の運営を行うものである。

4. 応募要件

(1) 参加意思確認書の提出者に対する要件は次のとおりとする。

1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 - ② 近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
 - ② 近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- 2) 技術力に関する要件
- 高架橋鋼製橋脚において、隅角部の亀裂損傷の現状を把握・分析するとともに、健全性の評価及び補修補強方法の立案を行うことから、橋梁の点検、特定損傷調査、診断技術、補修補強方法等、高度な知識・技術を有するとともに、合理的な鋼製橋脚の隅角部亀裂損傷における対策について、高度な専門的知識と豊富な経験を有していること。
- 3) 業務執行体制に関する要件
- ・近畿地方整備局管内に本・支社（店）または営業所があること。
- 4) 業務実績に関する要件
- 下記に示される同種又は類似業務について、1件以上の受注実績を有している者。
- ・同種業務：平成14年度以降に元請けで受注し完了した国土交通省が発注した近畿地方整備局管内における鋼製橋脚隅角部の亀裂損傷に関する対策検討業務及びそれに伴う委員会（または検討会）の運営業務。
 - ・類似業務：平成14年度以降に元請けで受注し完了した国土交通省以外の公共工事発注機関が発注した鋼製橋脚隅角部の亀裂損傷に関する対策検討業務及びそれに伴う委員会（または検討会）の運営業務。
- (2) 配置予定管理技術者に対する資格要件及び業務実績等は以下のとおりとする。
- 配置予定管理技術者
- ・資格要件
- 配置予定管理技術者は、以下のいずれかの資格保有者であること。
- ア) 国土交通省又は地方公共団体等において、土木請負工事・調査の設計・監督検査・管理に関する指導・管理の職にあった者で、技術士（建設部門）の鋼構造及びコンクリートの選択科目を取得している者。
 - イ) 技術士（建設部門）の鋼構造及びコンクリートの選択科目を取得後5年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を5年以上継続している者。
 - ウ) 国土交通大臣が技術士（建設部門）の資格と同程度の知識及び技術を有するものと認定した者。
- ・同種又は類似業務の実績
- 下記に示される同種又は類似業務について、1件以上の受注実績を有している者。
- ・同種業務：平成14年度以降に元請けで受注し完了した国土交通省が発注した鋼製橋脚隅角部の亀裂損傷に関する対策検討業務及びそれに伴う委員会（または検討会）の運営業務。なお、鋼製橋脚はT型・ラケット型・ラーメン構造の3タイプ全てに実績があること。
 - ・類似業務：平成14年度以降に元請けで受注し完了した国土交通省以外の公

共工事発注機関が発注した鋼製橋脚隅角部の亀裂損傷に関する対策検討業務及びそれに伴う委員会（または検討会）の運営業務なお、鋼製橋脚はT型・ラケット型・ラーメン構造の3タイプ全てに実績があること。

・手持ち業務量

平成19年5月9日時点における全ての手持ち業務の契約金額が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者。

・恒常的な雇用関係

配置予定管理技術者については、参加意思表明する法人と直接かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、「恒常的な雇用関係」とは参加意思確認書の提出日において3ヶ月以上の雇用関係があることをいう。

5. 手続等

(1) 担当部局

〒650-0042 兵庫県神戸市中央区波止場町3番11号
国土交通省近畿地方整備局 兵庫国道事務所 経理課契約係
TEL：078-334-1600
FAX：078-334-1612

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

(a) 交付期間 平成19年5月9日（水）から平成19年5月18日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から16時00分まで

(b) 申込先及び交付場所 (1)に同じ。

(c) 交付方法 手渡しとする。尚、説明書交付希望者は(1)担当部局へ事前に連絡すること。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

提出期限：平成19年5月21日（月）16時00分

提出場所：(1)に同じ。

提出方法：持参すること。

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5. (1)に同じ。

(3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出予定期限：平成19年6月8日（金） 16：00

(4) 近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けているもの。ない場合も5. (3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出時において、当該資格の認定を受けていなければならない。

(5) 詳細は説明書による。